

令和元年 5 月 17 日

大竹市教科用図書選定委員会会長 様

大竹市教育委員会  
教育長 小 西 啓 二

大竹市立小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書  
（「特別の教科 道徳」を除く。）採択のための調査  
研究について（諮問）

次の事項について、別紙趣旨を添えて諮問します。

○大竹市立小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）採択のための調査研究について

(趣旨)

平成29年3月に告示された新学習指導要領において、子供たちに「生きる力」を育むという目標を受け継いだうえで、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化するために、「新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実」「新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し」「主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善」を図ること、あわせて学校教育をとおしてよりよい社会を創るため、「社会に開かれた教育課程」を実現することが示された。

本市教育委員会は、「笑顔・元気」かがやく大竹っ子の育成を教育目標とし、「学び合い・励まし合い・認め合う」学習集団づくりを基盤として、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくみ、自分の力で人生を生き抜くたくましい児童生徒の育成をめざしている。

そのためには、これまで以上に各学校が学習指導要領の趣旨に則り、各教科の目標の達成に向けて、学習内容の指導方法の工夫改善に努めていくことが大切となる。ゆえに、各教科における主たる教材である教科用図書の果たす役割と効果は、より一層拡大してきている。

これらを踏まえ、教科用図書の採択にあたっては、児童生徒の実態に合った最も適切な教科用図書を提供するという重責を果たすために、本市教育委員会の権限と責任のもと、教科用図書の内容について適正かつ公正又十分かつ綿密な調査研究に取り組む必要があるととらえている。

また、市教育委員会における採択権限に関しては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」や「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」等により定められているが、とりわけ近年の社会情勢の急激な変化の中では、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進の重要性が指摘されている。これらに対しては、広島県教育委員会の指導助言を参考とし、積極的な情報公開等、取組みの充実を図っていくことが大切である。

以上により、本市教育委員会は、令和2年度から使用する小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択にあたり、「令和2年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針」を定め、大竹市教科用図書採択地区選定委員会に対し、本方針に基づく教科用図書の調査研究について諮問するものである。